

別表1

在宅利用料金表(R5.4.1)

## B 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

## 1 万葉苑・「ますだ」ハイツ(多床室)

(単位:円)

基本単位数							加算単位数			単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)												
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制	夜間職員配置Ⅲ(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					
上段(基本単位数+加算単位数) 中上段(処遇改善単位数) 中中段(特定処遇改善単位数) 中下段(ベースアップ等支援加算) 下段(単位数計)										476	585	641	710	782	851				919	1 割 負 担	第1段階	300	0	837	959	1,021	1,099	1,181	1,259	1,335	
446	555	596	665	737	806	874	18	12	15	40	49	53	59	65	71	76	第2段階	600	370		1,507	1,629	1,691	1,769	1,851	1,929	2,005				
										13	16	17	19	21	23	25	第3段階①	1,000	370		1,907	2,029	2,091	2,169	2,251	2,329	2,405				
										8	9	10	11	13	14	15	第3段階②	1,300	370		2,207	2,329	2,391	2,469	2,551	2,629	2,705				
										537	659	721	799	881	959	1,035	基準費用額	1,445	855		2,837	2,959	3,021	3,099	3,181	3,259	3,335				
										2割負担		1,445	855	3,374	3,618	3,742	3,898	4,062	4,218		4,370	3割負担		1,445	855	3,911	4,277	4,463	4,697	4,943	5,177

## 2 「ますだ」ハイツ(ユニット個室)

(単位:円)

基本単位数							加算単位数			単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)												
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制	夜間職員配置Ⅳ(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					
上段(基本単位数+加算単位数) 中上段(処遇改善単位数) 中中段(特定処遇改善単位数) 中下段(ベースアップ等支援加算) 下段(単位数計)										553	679	746	814	888	958				1,026	1 割 負 担	第1段階	300	820	1,743	1,884	1,960	2,037	2,120	2,199	2,275	
523	649	696	764	838	908	976	18	12	20	46	56	62	68	74	80	85	第2段階	600	820		2,043	2,184	2,260	2,337	2,420	2,499	2,575				
										15	18	20	22	24	26	28	第3段階①	1,000	1,310		2,933	3,074	3,150	3,227	3,310	3,389	3,465				
										9	11	12	13	14	15	16	第3段階②	1,300	1,310		3,233	3,374	3,450	3,527	3,610	3,689	3,765				
										623	764	840	917	1,000	1,079	1,155	基準費用額	1,445	2,006		4,074	4,215	4,291	4,368	4,451	4,530	4,606				
										2割負担		1,445	2,006	4,697	4,979	5,131	5,285	5,451	5,609		5,761	3割負担		1,445	2,006	5,320	5,743	5,971	6,202	6,451	6,688

## 3 加算

区 分	内 容	
①サービス提供体制強化加算Ⅱ	日	・当該特養と短期入所事業所の介護職員の総数(常勤換算)のうち、介護福祉士を60%以上であること。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
②機能訓練加算	日	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。
③夜間職員配置加算Ⅲイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(従来型)
④夜間職員配置加算Ⅳイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(ユニット型)
⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ	日	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の8.3%を加算。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
⑥介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	日	・介護人材確保のための取組を一層進めるための国による介護職員等の処遇改善。所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の2.7%を加算)
⑦介護職員等ベースアップ等支援加算	日	・介護職員等のベースアップ等の支援改善。所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の1.6%を加算)

## 4 他加算

区 分	一日負担額			内 容
	1割負担	2割負担	3割負担	
⑧個別機能訓練加算	56	112	168	・常勤で専任の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能の向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、目的の機能訓練の項目を準備し、セラピスト等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3カ月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行っていること。
⑨送迎加算	184	368	552	・送迎が必要と認められる利用者に対して、送迎車両により利用者の居宅まで個別に送迎した場合について加算
⑩療養食加算	8	16	24	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
⑪緊急短期入所受入加算(介護)	90	180	270	・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ・7日間(利用者の日常生活上の世話をを行う家族疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度とする。
⑫長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	△ 30	△ 60	△ 90	・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算。

## 5 介護保険給付対象外サービス

区 分	金額	内 容	区 分	内 容
⑬理髪・美容	丸刈り	実費	⑯食費負担額(外来者も同じ)	朝食 395円 昼食 550円 夕食 500円 1日計 1,445円
	カット	実費		
	パーマ	実費		
⑭日用品・嗜好品	実費	業者名:益田理容組合、NNK介護福祉サービス	⑰コピー代	1枚につき白黒10円、カラープリント20円、カラーコピー30円
⑮クラブ活動等	実費	材料費等実費	⑱電話料金	固定電話3分 10円 携帯電話1分 20円